

# 山口県報

平成24年  
8月17日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
解除予定保安林(上関町)(森林整備課).....  
道路の位置の指定(建築指導課).....  
建築関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課).....

- 公告  
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....  
公安委告示  
警備員指導教育責任者講習の実施.....

### 山口県告示第三百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十四年八月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除予定保安林の所在場所  
熊毛郡上関町大字祝島字通り矢一六一の四  
保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由

道路用地とするため

### 山口県告示第三百二十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年八月十七日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市楠木町二丁目三二五の一九	四・〇	四七・一	一九〇・四三

### 山口県告示第三百二十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、山口県立小野田高等学校本館新築工事の設計業務の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十四年八月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 山口県立小野田高等学校本館新築工事の設計業務
- (一) 履行場所 山陽小野田市掃山二丁目地内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
管理普通教室棟等解体及び新築工事並びに仮設校舎新築工事の設計		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十二年山口県告示第四百二十六号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）の建築一式工事の認定を受けていないこと。

2 主たる営業所を県内に有していること。

3 建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）第二十三条第一項の規定による建築士事務所登録を受けていること。

4 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の競争入札参加資格が建築関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の競争入札参加資格が建築関係建設コンサルタント業務のB等級であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

3 建築士事務所の登録証明書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十四年九月五日から同月十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十四年九月十三日までに発送する。

四 その他  
この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）にすること。



(四〇二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年九月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年八月十七日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人山口ウッドマンネットワーク  
代表者の氏名 林 隆  
主たる事務所の所在地 山口市周布町二七六番地の七



山口県公安委員会告示第三十四号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十四年八月十七日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第七條第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。)(の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)

平成二十四年十月一日(月曜日)から同月四日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月五日(金曜日)の午前九時から午後五時三十分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二條第一項第三号に規定する業務(以下「第三号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第三号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第四條に規定する一級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)(に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者

ウ 検定規則第四條に規定する二級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一條第二項に規定する一級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)(に合格した者

オ 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第三号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のイからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間 平成二十四年九月三日(月曜日)から同月七日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先 山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法 受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) (一)のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第三号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第三号警備業務従事証明書」という。)(、

二の(一)のイに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第三号警備業務従事証明書、二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八條の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八條の合格証の写し及び第三号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。郵

便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

- 一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員
  - (一) 日時
    - ア 新規取得講習
 

平成二十四年十月一日(月曜日)から同月四日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月五日(金曜日)の午前九時から午後零時四十分まで
    - イ 追加取得講習
 

平成二十四年十月四日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月五日(金曜日)の午前九時から午前十一時三十五分まで
  - (二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)
  - (三) 講習を行う警備業務の区分
 

法第二条第一項第四号に規定する業務(以下「第四号警備業務」という。)
  - (四) 受講者の定員 二十人
- 二 講習対象者
  - (一) 新規取得講習
 

最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
  - (二) 追加取得講習
 

第四号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 三 受講申込書の受付期間
 

平成二十四年九月三日(月曜日)から同月七日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。
- 四 受講申込書の提出先
 

山口県内の最寄りの警察署
- 五 受講申込書の提出方法
 

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。
- 六 提出書類
  - (一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

- (二) 履歴書及び警備業者等が発行する第四号警備業務の従事期間に関する証明書
  - (三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)
  - (四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)
- 七 受講手数料
 

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万四千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
  - 八 講習の実施の委託
 

講習は、山口市宮島町五番一三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。
  - 九 その他
 

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。